



全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会
Benzodiazepine YAKUGAI Association

**独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律
の違反行為に対する意見書**

厚生労働省 研究開発振興課長 笠松 淳也 様
同 国立研究開発法人審議会高度専門医療研究評価部会 御中

令和2年12月23日

全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会

抗議人 代表 多田 雅史



「患者・行政・医療者の三者の協力」
を表しています

代 表

多田 雅史

全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会
(Benzodiazepine YAKUGAI Association : BYA)

HP <https://www.benzodiazepine-yakugai-association.com/>
〒461-0001

愛知県名古屋市中区泉1-1-35
ハイエスト久屋5F 柴田・羽賀法律事務所
事務所TEL : 052-953-6011、多田携帯 : 080-1566-3428
E-mail crosstada@fuga.ocn.ne.jp

BYA-HP: <https://www.benzodiazepine-yakugai-association.com/>

*** 本件へのお問合せは上記の携帯電話へお願いします。**

前略

当会は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に違反する「国立研究開発法人 国立循環器病研究センター」(以下、「NCCC」という)について、以下のとおり、通報し、強く、抗議する。

第1 趣旨

NCCCは、以下の独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に違反行為を重ねており、依然として、過去の業務実績評価と同じく「法令遵守等の内部統制に欠陥」があるため、法令遵守等内部統制の改善を強力に行政指導すること及び業務実績評価を厳しく査定することを意見する。

1. 当会が同法3条により法人文書を開示請求しても、NCCCは同法5条の不開示理由に当たらない理由により「不開示決定」していること。
2. 前項の「不開示決定」に対して、当会が同法18条により「審査請求」しても、NCCCは同法19条が定める「情報公開・個人情報保護審査会への諮問」を行わず、すでに審査請求から7カ月以上も放置し不作為をなしていること。



第2 理由

1. 法人文書の開示請求、不開示決定及び審査請求日

(1) 当会は、NCCCに対して、下表1の法人文書を開示請求したが、NCCCは不開示とした。それに対して、当会は、審査請求したが、本日時点で、NCCCは「情報公開・個人情報保護審査会」に諮問していない。

表1 法人文書開示請求の結果

No.	開示請求日	不開示決定	不開示理由	審査請求日
①	令和2年3月12日	令和2年5月15日 国循セン発総 第20051501号	独立行政法人等の 保有する情報の公 開に関する法律第 5条にない理由	令和2年6月1日
②	令和元年11月13 日	令和2年7月10日 国循セン発総 第20071001号	同上	令和2年8月1日

2. 審査請求の期限に関する法令の解釈

(1) 審査請求の期限に関する法令の解釈は、資料1の「新・情報公開法の逐条解説」(有斐閣、宇賀克也)の202頁には、「地方公共団体において、従前、不服申立ての審理に長期間を要していた事例をみると、単に情報公開(・個人情報保護)審査会における審査に時間がかかっていた場合のみならず、不服申立てがなされてから諮問がなされるまでに多くの日時を費やしている場合が稀でなかった。地方公共団体の情報公開条例においては、情報公開(・個人情報保護)審査会に対して、「速やかに」または「遅滞なく」諮問しなければならないと規定しているものが少なくないが、本条には、その趣旨の規定は明示的にはおかれていない。しかし、審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長は、本条1項1号・2号の場合に該当しないかを迅速に調査し、該当しないと判断したときには、速やかに諮問手続をとるべきことは当然である。」としている。すなわち、審査請求がなされた時点で、当該の独立行政法人は不開示決定の理由を示したため、諮問による情報公開・個人情報保護審査会では、その理由の当否を争うことになるため、独法は、速やかに諮問すべきであり、諮問できるはずである。したがって、本来、独法は、不開示決定で示した理由以外の理由を審査会で争うことはできない。なお、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律は、行政機関情報公開法を基に制定されている。

(2) ところが、当会が、NCCCに対して諮問しない理由を確認したところ、「情報公開・個人情報保護審査会で争う理由を検討している。法律上、諮問期限は定められていないため、すみやかに諮問する必要はなく、当分、諮問しない。」との回答があった。しかし



ながら、上記のとおり、不開示決定で示した理由以外の理由を審査会で争うことは、不開示決定の理由に不服があるため審査請求した情報開示請求人の手続きを無効ならしめることになる。したがって、NCCCが審査請求に対する諮問を懈怠・不作為している理由は、単に、請求された法人文書の情報開示を拒みたいという理由に他ならない。

(3) よって、NCCCが審査請求に対する諮問を懈怠・不作為することは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に違反している。

なお、上記文献の著者の宇賀克也は、現在、最高裁判所判事、東京大学大学院教授である。

4. NCCCへの警告書

(1) 当会は、上記のとおりNCCCが審査請求に対する諮問を懈怠・不作為しているため、NCCCに対し、再三、早急に諮問手続きを行うように申し入れたが、NCCCは、一向に諮問しようとしなない。そこで、当会は、令和2年11月24日、NCCCに対し、資料2の「法人文書開示請求の審査請求に対する警告書」を内容証明郵便で郵送したが、それでも、NCCCは、頑として、諮問手続きを懈怠・不作為している。

5. NCCCは近畿管区行政評価局の行政指導も無視している

(1) また、当会は、令和2年12月10日、同法を管掌する総務省の近畿管区行政評価局へ、「NCCCが情報公開請求の審査請求に対する諮問を懈怠・不作為しており、速やかに、諮問手続きを採るように行政指導を依頼」したところ、同評価局は、NCCCに対して、速やかに、諮問手続きを採るように行政指導したが、それでも、NCCCは、頑として、諮問手続きを懈怠・不作為している。

6. 結論

(1) NCCCは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に違反することを指摘されても、まったく、改める姿勢がなく、過去の業務実績評価と同じく「法令遵守等の内部統制に欠陥」がある状態が継続しており、同法第1条（目的）の「独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図り、もって独立行政法人等の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすること」を、一切、履行していない。

(2) 当会は、令和3年早々に、行政事件訴訟法に基づき、NCCCに対して、法人文書の開示及び審査請求に対する諮問手続きの履行、並びにそれらの不作為による損害賠償請求の訴訟を提訴する予定である。

草々

附属資料

1. 「新・情報公開法の逐条解説」(有斐閣、宇賀克也)
2. 法人文書開示請求の審査請求に対する警告書(情報開示請求人)

以上